

訪問系サービス編説明要旨

1 主な関係法令・通知について（P 1～）

障害福祉サービス事業所の運営等に関する法令及び通知を把握するとともに、厚生労働省の基準省令に対して県条例において県が独自基準を定めている事項について、留意してください。

2 サービスの運営等に関する留意事項について（P 3～）

基準省令（県基準条例）の主な規定について、指導・監査における指摘事項を挙げながら、説明しているので、事業所の運営に当たり参考にしてください。

令和4年度から「身体拘束等の禁止」及び「虐待の防止」の規定により事業者が講じなければならない措置が義務化されるので留意してください。

3 報酬に関する事項について（P 21～）

基本報酬及び各種加算の算定に必要な基礎的な事項と取扱いについて説明しています。

4 参考資料（P 54～）

令和4年3月指導監査室